

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時00分)

---

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、ただいまから第8回農業委員会総会を開会いたします。

議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、5番、萩原明美君、6番、十河京子君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、小山邦之君を指名いたします。

---

◎議案第1号

議長 次に4、議題、議案第1号 榛東村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(変更案)についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第1号 榛東村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(変更案)について、説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第1号 榛東村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(変更案)について。

榛東村長より令和3年10月26日付をもって別添のとおり榛東村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(変更案)の照会があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和3年11月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容につきましては、清水主任から説明をさせていただきます。

議長 それでは、清水主任、説明を求めます。

清水主任 説明を始める前に、資料の訂正をさせていただきます。

議案第1号、参考資料のほうをご覧ください。

表紙を開いていただいて、A3の用紙になります。

こちらのA3の用紙の一番最後の行になりますが、並行承認（同意）年月日と記載してありますところ、右側、変更前と変更後となっておりますが、平成28年12月9日という記載と、令和3年12月〇日と書いてあるこちらの記載が反対になっておりますので、そちらのほうを修正をお願いいたします。

それより上段の部分に変更はありませんので、よろしくをお願いいたします。

それでは、榛東村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（変更案）について、ご説明をさせていただきます。

先ほどの議案第1号の参考資料、A3の資料をご覧ください。

こちらの基本構想は、農業経営基盤の強化の促進に関する目標について総合的な計画を定めたもので、群馬県が策定している基本方針に則するものであり、今後10年間を見通して定めるものです。

今回の変更は、県の基本方針が5年に一度の定期的な見直しを行ったことに伴い変更するものです。

A3の資料は主な変更点を記載した概要となっております、左側が変更後、右側が変更前です。

今回の変更は、前回から法改正と農業情勢の動向を踏まえた見直しです。

そうしましたら、項目1、目標年次、年間労働時間については、県の基準に合わせ変更を行いました。また、そちらの目標年次等の下、3については、人・農地プランの実質化に合わせた記載とさせていただきます。

また、その下、ア、確保・育成すべき人数の目標について。下線部分については県の目標となっているため、県の基本方針に合わせて変更を行いました。

項目第5については、事業の統合一体化に伴う削除を行いました。

その下、主な文言修正は記載のとおりです。

その他、法改正等による修正、誤字脱字等の修正については、こちらのA3の次のページにつけさせていただいております新旧対照表の、めくっていただいて赤字太線が主な修正点となっております。

次第の2ページをご覧ください。

先ほどの変更案について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、議会に意見を伺うものです。

説明は以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

推進委員 7 番、小川君。

小川委員 推進委員 7 番の小川です。この農業経営基盤強化については、農業経営改善計画の認定制度ですかね。いわゆる認定農家とか、利用権設定等の担い手への農地の集積に関する関係の事柄に基づくだと思うんですけども。

ちょっと本文のほうでお伺いしたいことがあるんですけども、まず本文の 2 ページの 1 番の最初のほうの関係で、本村の農業はとあるんですけども、平たん部、南東部平たん地域ですかね、北部、北西部中山間地域に分けてとあるんですけども、榛東村はそんなに広い村じゃないので、これ分け方ですかね。県の指導だといえばそれまでなんでしょうけれども。主要作物についても、水稻、麦とあるんですけども、麦を作っている農家はほとんど今いないと思うんですよ。そういう関係で、少し現状に合わせた情勢を書いたほうがいいのかと思うんですけども。

それと、13 ページですかね、13 ページの中ほどに、企画の中に効率的かつ安定的な農業経営が、地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標ということで、令和 12 年までに 50% を目標に下さいよということなんですけれども。これは、令和 12 年までに認定農家いわゆる担い手に、榛東の経営耕地面積 300 ヘクタールぐらいあると思うんですけども、その 50% を認定農家の方に作って下さいよということだと思うんですけども。そうすると 150 ヘクタールぐらいになるかと思うんですよ。認定農家が 40 人ぐらいいるんですかね。そうすると、1 人当たり 30 ヘクタールを 40 で割ると 7.5 ヘクタールになるんですよ。その 50% ということになるかと 3.7 ヘクタールを 40 人の認定農家の方に耕作をして下さいよということになるかと思うんですけども。3.7 というのが多いか少ないかちょっと分からないんですけども。

それとあと、最後に遊休農地、耕作放棄地を遊休農地に直せとあるんですけども、今後は耕作放棄地という言葉じゃなくて遊休農地という言葉に変えるということで、そういう言い回しになるんでしょうかね、その辺なんですけれども。

以上です。

議 長 事務局長。

事務局長 ただいま小川委員よりご質問ありました内容につきまして、まず、2 ページの冒頭の立地、本村の立地状況につきましては、今ご指摘ありましたとおり、主要作物については水稻と麦から、実情に合ったものにとということでございましたので、ここにつきましては状況を確認させていただいて、その上で、水稻についてはかなり平たん地では耕作をされているかと思われま。ただ、麦につきましては、実際、水稻をされていない場所に麦を作ったりとか、田んぼを麦で作付けし直している方というのは少ないかと思われま。実情に合わせた状況において検討させていただきた

いと思います。

ただし、場合によっては今回の改正に間に合わない場合は、次回にそれを反映させていただくということでご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、最後のご質問のところとのつながりかもしれませんが、2ページの中ほどに、下線で耕作放棄地を遊休農地の名称に変えて表記されているということでございますけれども、放棄地から遊休農地という表現に変えさせていただいている部分につきましては、県の方針等の表記についても同じように修正がされているため、それに合わせた状況となっております。また、元号が変わった関係で、平成から令和の年号が変わったところでの文言の修正等も併せて行っているということでお含みおきいただければと思います。

続きまして、13ページでご質問ありました表部分ですが、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標値ということで50%の表記をさせていただいておりますが、こちらにつきましては、現在の目標値の50%に至っていないという状況もございます。そのため、新たな目標についても50%をクリアするというので、現行の数字をそのまま踏襲させていただいての表記となっております。

先ほど小川委員から、耕作面積等について、現在の認定農業者の方で50%クリアするには3.7ヘクタール程度の面積をとということがございました。また、認定農家の方につきましても、今現在約45軒ほどの認定農家の方がいらっしゃいます。その方々の耕作経営等の変更等もございますが、今後につきましても50%に近づくような形での施策等につなげられればということで掲げさせていただければと考えております。

以上です。

議 長 小川委員よろしいでしょうか。

小川君。

小川委員 あれですかね、さっきの遊休農地の関係なんですけれども、この経営基盤強化法の中だけでの表現で、耕作放棄地は使わないで遊休農地という言葉に変えるということで、今現在、遊休農地の調査とか、遊休農地じゃなくて耕作放棄地の調査とかというのは、そういう耕作放棄地ということで実際にやっていますけれども、そういうところは変えないでということになるんですかね。遊休農地というのは、農地法上の言葉なんですよね。耕作放棄地というのは農地法上の中で出てこない。調べてみると、農業センサスの統計上の言葉で耕作放棄地というそういう言葉を使っているらしいんですけども。意味合い的には似たようなものだと思うんですけども、そうい

うような捉え方でよろしいんですかね。

議 長 事務局長。

事務局長 小川委員のおっしゃるとおり、こちらの基盤強化の中での取扱いとしては遊休農地という扱いで統一性を持たせるといふ趣旨の見直しとなっております。なお、耕作放棄地につきましては、今現在も農業委員さん、推進委員さん等をお願いして、村内の耕作放棄地等の巡回調査等をお願いしております。そういった意味合いもありますので、通常の統計等、また調査については耕作放棄地という表記はそのまま残ってくるという考えでおります。

以上です。

議 長 小川委員よろしいですか。

小川委員 はい。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

11番、高橋君。

高橋委員 11番、農業委員高橋です。

質問というか、ちょっと意見で述べさせてもらいたいんですけれども。

農業に関していろいろ書かれているわけですが、土地に関することは、人・農地プランで今積極的に進められておりますけれども、残る問題としまして、農業後継者の育成と、あと農作物の販路の考え方、そういうことが出てくると思うんですけれども。今後のどういうふうに進めるかは話合いで煮詰めないといけないと思うんですけれども、後継者の育成とか、あとその人たちを育てる支援体制として販路も模索とか、そういうことをこれから、何ていうんですか、長い目といたしますか、少しずつ行動を起こす時期でもあるのかなと私は思っております、今後の活動といたしますか、村全体での活動の中にそういう行動を少しずつ起こす何か事があればなと思っております。

以上です。

議 長 事務局。

事務局長 高橋委員のおっしゃるとおり、農作物の販路、先ほど冒頭、萩原会長からの開会のご挨拶の中にもありましたけれども、実際に作付けをされている生産者の方というのは経済の影響に非常に大きな反動と言えましょうか、影響を受ける部分があるということは重々認識しているところであります。そういった部分もございますので、今現在の販路、農協であるとか直売所に出している、そういった部分との状況、また 経営者につきましては、昨年度アンケート調査等をさせていただきました、耕作状況、10年後の耕作等の担い手等の状況についても地図に落としたりと

いうところで、将来的な状況についても少し見える化がされているというところもございしますので、そういったところを含みまして、今後行動に移れる計画または検討を行えればと考えます。

ただ、今回の経営基盤の強化に関する基本方針の中につきましては、その部分については県のものに準ずる形で作らせていただいているため網羅できていないというところでもあります。

以上です。

議長 ほかに何か意見ございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

議長 質疑がないようですので、次に意見等がありましたらお願いいたします。

事務局長 高橋委員が言われた意見を農業委員会の意見として出さしていただければと考えております。

議長 先ほど高橋委員が言われた意見を農業委員会に反映させていただくということでございます。

ただいま高橋委員の意見がありましたので、これを榛東村農業委員会の意見として決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 榛東村農業基盤整備の強化の促進に関する基本的な構想については高橋委員の意見をつけて決定することといたします。

ここで、清水主任の退席を認めます。

(清水主任退席)

---

#### ◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書は3ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号 番号1、農地の所在は大字新井字下新井、地番は3313番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は491平米のうち255平米を転用するものでございます。

申請人は新井の方で、職業は農業。転用目的は一般個人住宅。施設等につきましては、一般住宅用地（公共移転）となっております。面積は109.31平米です。転用理由

につきましては、現在居住している自宅が県道の企業地に決まり移転を余儀なくされたため、県に買収される宅地の残地と申請地を一体として住居を新築したいとのごとでございます。備考ですが農振除外済、農地区分につきましては1種農地となっております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案2号、第1番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。若干、現地等を踏まえて補足説明をさせていただきたいと思っております。

現地調書の2ページをまずお開き願いたいと思っております。

今回の申請地につきましては、先ほど理由にもあったとおり、県道の道路に宅地が当たるといふようなことの中で、籐子の信号からまだ広がっていない道を吉澤工業、またニコット等のほうの西側のほうへ行ってどんどん上がっていくと、県道山子田線に突き当たると。その突き当たったところが申請者の宅地と自宅という形になります。今回の申請地につきましては、その西側の農地ということで、南側に村道、西側に村道、東側については先ほど言ったように自分の自宅があるという宅地でございます。北については、今回申請地の続きの農地という形でありますけれども、将来的に道路拡幅という形の中で、そういった形で道路に面してくるのではないのかという形でございます。

3ページ、4ページ、現地調書のほうを開いていただくと、一応、畑、農地を2つに文筆した形の南側のほうを今回宅地転用にするという形でございます。そこに今現在住んでいる家を建て替えるという案件でございます。

この家の下水については、南側に走っている公共下水に接続、また雨水については自然浸透という形でございます。農地に面しているところは北側が自分の農地という形でございますけれども、先ほど言ったように、将来、道路に拡幅の可能性が非常に強いということでございます。

申請地については、1種農地という形でございますけれども、先ほど位置図を見ていただくと、周辺に宅地がいっぱいあるという形でございます。基本的には集落接続という形でございます。今回の申請については許可相当というふうに思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。  
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。  
番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。  
以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

---

### ◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見  
についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書は4ページ、現地確認調書は6ページからとなります。

番号1、図面番号1、農地の所在は大字新井字北原2760番7、地目は登記簿、現況  
ともに畑。面積は256平米でございます。権利は使用貸借。貸付人は新井の方で、職  
業は農業。借受人は新井の方で、職業は会社員。転用目的は一般個人住宅。施設等  
につきましては、一般住宅用地67.49平米でございます。転用理由につきましては、借  
受人は現在実家で生活しているが、結婚の予定もあり、将来を考え、自己住宅を考え  
ていたところ祖父と話がまとまったため、申請地を借受けし、住宅を建築したいとの  
ことでございます。また貸付人は借受人の申出に応じ、申請地を貸与するとのこと  
でございます。備考ですが農振除外済、農地区分につきましては2種農地、追認案件で  
ございます。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番の小池でございます。

ただいま議案3号の1番につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。  
現地の状況について説明いたします。

まず、現地確認調書の6ページを開いてください。

バイパスから東のほうへ行きますと笹熊の信号というのがあります。そこから下っていきまして、100メートルほど下った道路、県道から道路1本入った北側になります。現地確認調書の7ページ、8ページを見ていただきたいと思います。西側が宅地になっております。北側も宅地があって、その後ろには牛舎があります。東側はこれは作業所というんですかね、になっています。南側は道路ということで。現在この西側の宅地と現在申請地の間が通路っぽく使われているわけですがけれども、この辺につきましては始末書が提出されております。排水につきましては、雨水は自然浸透と、雑排水につきましては道路に下水道が通っていますので、そちらに接続ということで、周りには農地ありませんので、私としては許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。  
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。  
番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。  
以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。  
次に、番号2について、事務局長、説明を求めます。  
事務局長。

事務局長 それでは、議案書は4ページ、現地確認調書は9ページからをご覧ください。  
議案第3号、番号2について説明申し上げます。

番号2、図面番号2、農地の所在は大宇広馬場字上野3633番7、地目は登記簿、現況ともに畑。面積は478平米でございます。権利は賃貸借。貸付人は広馬場の方で、職業は農業。借受人は新井の方で、職業は運送業。転用目的は露天駐車場。施設等につきましては貸し露天駐車場とのことでございます。転用理由につきましては、借受人は現在村内で運送業を営んでいるが、駐車場が不足探していたところ話がまとまったため、申請地を借受けし、駐車場として利用したいとのことでございます。また貸付人は借受人の申出に応じ、申請地を貸与するとのことでございます。備考ですが農振除外済、農地区分は2種農地となっております。

以上で、番号2の説明を終わります。

議長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。  
何か意見ございませんか。

4番、村上君。

村上委員 4番、農業委員村上です。先ほど、議案第3号、2番についてですが、事務局長の説明のとおりですが、地元委員として若干補足説明させていただきます。

現地確認調書の9ページから11ページになりますが、場所としては、黒髪神社の南西を20メートルぐらい行ったところの場所になります。周りとしては、村道に沿って南側宅地、あとの西と北のほうは畑となっておりますが、西のほうが1つ段上になっていまして、北のほうから緩やかな斜面になっておりますので、そこからの雨水の浸透等はないと思われまます。よって、雨水、排水については自然浸透となっております。このことから、地元委員としては許可相当と思いますので、慎重審議のほうよろしくをお願いします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。  
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

---

#### ◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号1について説明申し上げます。

議案書は5ページ、現地確認調書は13ページからとなります。

議案第4号、番号1、1筆目の農地の所在は大字新井字北原2752番、地目は登記簿、現況ともに畑。面積は509平米です。2筆目の農地の所在は大字新井字北原2753番、地目は登記簿、現況ともに畑。面積は300平米。3筆目の農地の所在は大字新井字北原2757番2、地目は登記簿、現況ともに畑。面積は878平米となっております。3筆の合計面積は1,687平米。権利につきましては所有権移転売買。譲渡人の方は前橋市の方で、相続財産の管理人でございます。譲受人の方は前橋市の方で、総合不動産業の方です。転用目的につきましては分譲住宅用地。施設等につきましては建て売り分

譲住宅用地、1棟当たり64平米で7棟でございます。転用理由につきましては、譲受人は前橋市で不動産業を営んでいるが、住宅環境が良好で需要があると思われる申請地について、建て売り分譲住宅用地として購入したいとのことでございます。また譲渡人は相続財産管理人として譲受人の計画を聞き申請地を譲渡したいとのことでございます。備考でございます。計画を変更する理由になりますが、現地は農振除外済、農地区分につきましては2種農地。令和3年5月の定例会において審議をいただき、5月27日付で県許可の下りている事案でございます。なお、変更につきましては、販売計画の見直しを行い、区画数の変更を行うためということでございます。当初の計画では5区画、今回の変更で7区画となっております。なお、現地確認調書の15ページが計画変更前の区画、16ページが計画変更後の区画となっております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番の小池でございます。議案第4号1番につきましては、事務局長の説明のとおり、5区画から7区画に変更ということでございます。現地の状況について説明いたしますと、先ほど議案3号1番の道路の南側になります。13ページです。現地西側が農地、南側は宅地と農地です。東側につきましては馬入れといわれるような道、今使われていないんですけれども、それを挟んで農地、北側は道路で、そこからの出入りになります。

現地確認調書の15ページ、16ページを開いていただいて、今、変更前と変更後というのがありますが、15ページが5区画、16ページが7区画に変更になっております。出入口はやはり北の道路から出入りして、新たに道路を造る。そして、その両側には側溝を造りまして、既存の側溝までつないでおります。雨水につきましては、自然浸透です。雑排水につきましては、下水道に接続ということで、区画が2つ増えたわけですけれども、特に農地に対する影響はないと私は考えますので、許可相当と思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

ここで暫時休憩したいと思います。

11時まで暫時休憩です。

(休憩 午前10時41分)

(再開 午前11時00分)

---

◎報告事項

---

◎その他

---

◎閉会

(午後 0時15分)